



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年1月19日(金) 号外(第2号)

目次

ページ

告示

○群馬県県税条例第21条第1項の規定による告示(税務課)

2

■ 告 示

◎群馬県告示第10号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例の規定による申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、証紙徴収の方法による納付及び条例第147条の12第1項の規定による自動車税環境性能割の申告納付に係るものを除き、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

令和6年1月19日

群馬県知事 山本 一 太

指定地域
富山県、石川県